

「一時帰休」は「休業」

**「一時帰休」は「休業」なので労働義務はない
「休業」は休暇や年休と同じです。**

「一時帰休」は「休業」であって「自宅待機」ではない。「賃金規定」の該当条文では、「その期間1日につき」と言う規定によれば、休業期間は1日です。会社が言う、時間帯の制限があるかのように「自宅待機」のような「休業」としている根拠はありません。休業期間はあくまでその1日は、休みであって労働義務はありません。

就業規則55条は「指定した勤務の変更」であり、年休や休暇や休業の変更ではありません。「一時帰休」の呼び出し、勤務変更は任意、強制かと思うが、就業規則には「休業」についての規定の変更はありません。

会社からの就業要請があったとしても、用事があれば断れます。自分の休日であるから、何をしてもいいのです。家に居なければならぬなどと言うことはありません。しかし、コロナ感染には気をつけなければなりません。